

大阪市告示第836号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年6月23日

大阪市長 横山英幸

路線名	区間	供用開始の期日
矢田西第19号線	東住吉区矢田6丁目4番の23地から 同区同 4番の23地先まで	告示の日
西成区第2号線	西成区岸里1丁目1番の41地から 同区同 1番の40地まで	告示の日

(建設局総務部管財課)